

事務連絡  
令和8年3月30日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

リーフレット「一人親方に関する基礎知識」の送付について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

建設業における社会保険加入対策については、行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（平成24年5月設置・令和3年12月改組、以下「協議会」という。）等において、関係者一体となって取組を進めており、社会保険の加入率についてはほぼ100%になるほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げているところです。

一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が見受けられるとの実態をうけ、令和6年度開催の協議会にて、国土交通省・建設業団体で「一人親方の取組に関する申合せ」を行い、「働き方自己診断チェックリスト」の周知等について取り組んでまいりました。

「一人親方の取組に関する申合せ」においては、「国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す」とされており、また、国土交通省の調査では、一人親方となるメリット・デメリットを調べずに一人親方になっている者が相当数いることが確認されたところです。そのため、技能者が一人親方となるかを慎重に判断することができるよう、この度、一人親方になった場合のメリット・デメリットを示すリーフレットを作成いたしました。

貴団体におかれましては、貴団体参加の建設業者や協力業者に対して、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方となるメリット・デメリットを理解できるよう「一人親方に関する基礎知識」の周知をお願い申し上げます。また、一人親方の働き方を確認する「働き方自己診断チェックリスト」についても、合わせて周知いただきますようお願い申し上げます。

「働き方自己診断チェックリスト」：<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>